

〔質問〕 沖本

市政クラブの沖本浩二です。議長からのお許しをいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

それでは、まず事業継続計画について伺ってまいります。

3. 11東日本大震災は、国、そして地方自治体のみならず、一般企業においても、改めてBCP、事業継続計画の必要性や既存BCPの改善の必要性を強く感じさせたのではないのでしょうか。

BCPは、国や地方自治体等では業務継続計画、一般企業では事業継続計画と呼称されておりますが、基本的な内容は同じであります。組織が災害等で大きな被害をこうむった際、所有する資源（人、物、お金、情報）の減少を極小にとどめるとともに、減少した資源のもとで重要業務を継続することにより、組織の使命を果たし、組織の存続を可能にするための仕組みであります。

昭和36年11月、災害対策基本法が施行され、同法に基づき、本市しかり地方自治体では、それぞれの地域の事情を勘案して地域防災計画の策定を行っています。特に平成7年の阪神・淡路大震災以降、全国的に地域防災計画の策定が進み、これは私個人の調べる限りですが、ほぼすべての地方自治体で地域防災計画が策定済みとなっています。

今回の3. 11東日本大震災を受け、地域防災計画もさらなる変革期を迎えていると言っていいでしょう。また、今回の震災では地方自治体みずから被災し、その機能を完全に失うことになりました。地方自治体として、みずから被災する事態にあって、真に使命を果たしていくには、より総合的な仕組みが必要です。つまり、地域防災計画の見直しとあわせて……（「どうせ一緒だ」と呼ぶ者あり）さきに述べた仕組み、業務継続計画の策定が急務であると考えられるわけです。

平成22年4月に内閣府から公表された地震発生時における地方自治体の業務継続の手引とその解説第1版には、地域防災計画と業務継続計画の相違点について記述されています。機会がありましたら、総務省のホームページからPDFデータをダウンロードできますので、ごらんいただければと思います。

相違点の比較項目は、「計画の趣旨」「行政の被災」「対象業務」「業務開始目標時間」「業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保」、以上5項目について上げられ、両計画の違いが表記されています。この中で私が重要なポイントと考えるのが「行政の被災」と「対象業務」です。

「行政の被災」について、地域防災計画では「特に想定する必要がない」とされています。つまり大災害が発生しても行政が所有する資源の減少はないという前提のもとで防災業務を遂行する計画になっているわけです。地域防災計画を発動しなければならないような大災害が発生したならば、当然行政自身も大きなダメージを受けるはずですが、庁舎への物理的被害や長時間停電によって大きな影響があるかもしれない。また、交通機関の断絶により職員の多くが勤務につくことができないかもしれません。そうした事態に陥れば、地域防災計画は現実には機能しなくなるおそれがあります。それを避けるには、将来発生すると思われる危機事象や被害の状況をあらかじめ想定し、対応の仕組みを構築しておくことが必要であります。

また、「対象業務」について、地域防災計画は「災害対策に係る業務、例えば予防業務、応急業務、復旧・復興業務を対象とする」とされています。これは、あくまでも災害対策に限定した業務遂行のための計画だということです。

しかしながら、地域住民の生命、身体、財産や生活を保護していくために、行政が日ごろ行っている通常業務の中にも、とめてはならない業務が存在します。そうした重要業務を継続していく、

またはたとえ中断しても早期に復旧させる仕組みづくりが必要となります。そのためには、行政が日ごろ行っている全業務を調査・分析・評価し、業務単位に優先順位をつける必要があります。その上で、減少した行政の資源を重要業務に集中投入することにより、災害発生時にも行政の使命を果たせる確率が高くなります。

以上が「行政の被災」と「対象業務」における地域防災計画の弱みであり、業務継続計画策定の必要性であります。この二つの計画があつてこそ、大災害発生時においても、地方自治体の使命をより確実に発揮することができることになるわけであります。

また今日、一般企業はもちろんのこと、地方自治体においても、情報システムが大半の業務について支援を行っているのが実情であります。したがって、大災害発生等によって組織が大きな被害に見舞われても、情報システムが生き残っていれば業務継続が可能であったり、復旧を早めたりすることができると言えます。

また、情報システムはデータさえあれば復旧が比較的容易ですが、反対の場合には復旧が困難であるばかりでなく、復旧には極めて長い期間を要するという特性を持っています。

先般、第2回定例会の一般質問でも取り上げていただきましたが、昨今ネットワークやクラウド技術が著しい進歩を見せており、今後はこうした情報システムを取り巻く環境の変化を考慮した上で情報システムの再構築が望まれるわけです。

地域防災計画にしても、一般的な業務継続計画にしても、その実効性を確保するためには情報システムの存在が欠かせません。したがって、情報システムに関するICT部門の業務継続計画を別途、策定し、運用していく必要があるのではないのでしょうか。

また、一般的な業務継続計画がない場合でも、ICT部門の業務継続計画が策定・運用されていれば、災害発生時にも情報システムを利用できる確率が高くなり、適切、迅速な災害対応が可能となると考えられ、地域防災計画、一般的な業務継続計画、そしてICT部門の業務継続計画は地方自治体の災害対策における三種の神器として取り組まなければならないと考えます。

市議会において業務継続計画の事案が登場したのは、平成21年の第2回定例会、小野たづ子議員による一般質問の中でした。このときの質問趣旨としては、「本市としても業務継続計画の策定が早急に必要なのではないか」「現在の地域防災計画に業務継続計画の視点を取り入れた内容に改良していくことも必要ではないか」「継続戦略として、縦割りではなく、重要部門ごとの策定や職員の出勤体制等、具体的に検討することが重要ではないか」、そして「本市消防本部として感染症ばかりでなく災害時の対応としても当然必要だが、策定状況はどうなっているのか」という4点についてありました。それに対する答弁は、まず当時の市民部長より「神奈川県で事業継続計画を平成21年度末までに策定の予定ということであり、今後、県の計画策定を踏まえ検討したい」「地域防災計画については県の改正を受け平成23年度に改正する考えであり、その際には事業継続計画の視点も取り入れた内容を検討する必要性がある」「継続戦略としては、庁内を横断的に取り組むことが必要であり、今後対応したい」という答弁がされ、また消防長からは「業務継続計画の策定の策定は市全体で策定することが重要であり、今後、市長部局と調整し検討したい」という答弁がされております。

また、先般6月の第2回定例会では、沖永明久議員による総括市議の防災関係の質疑に対する遠藤市長の答弁で、「発災後の通常業務と災害対策に対しての対応業務というものを同時進行でやっていたかなければならない。いわゆるBCP、業務継続計画の必要性も感じている」と述べられております。

さて、神奈川県は平成21年12月に神奈川県業務継続計画を策定し、翌平成22年12月には神奈川県ICT部門業務継続計画を策定されています。このICT部門の業務継続計画は、神奈川県業務継続計

画の個別計画として位置づけられており、災害発生時に県民の命、身体、財産に重大な影響を及ぼす業務を継続させるために不可欠な情報システムや情報基盤の早期復旧を図るための課題や対策を取りまとめたものになっています。

以上のように、るる私なりに業務継続計画の必要性と本市の業務継続計画に対するこれまでの考え方、そして県の状況を紹介させていただきました。これらを踏まえて伺ってまいります。

まず、本市における業務継続計画策定について、今現在どのような状況にあるのでしょうか。前任者が質問された平成21年以降の経過を含め伺っておきます。

また、今年度見直しをされる地域防災計画との関係、つまりどのような位置づけで策定されるものなのか、あるいは現在進められようとしているのか伺います。

次に、本市ではICT部門の業務継続計画策定についてどのようなお考えをお持ちなのか、率直な所見を伺います。

また、策定されるのであれば、県と同様な個別計画として位置づけ、策定されるものなのか、伺っておきます。

さらに、策定する場合は、国が示している地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画策定に関するガイドラインや県が策定したICT部門の業務継続計画に即したものとして策定されるのか、ご所見を伺います。

また、座間市情報セキュリティポリシー・情報セキュリティ対策基準には「本市が自然災害等に備えて事業継続計画を策定する場合、情報セキュリティ委員会は当該計画と情報セキュリティポリシーの整合性を確保しなければならない」とあります。ICT部門の業務継続計画の策定に準じて改定する等の考えがあるならばお示しいただきたいと存じます。

次に、節電対策について伺ってまいります。

本市は、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所施設の被害によるこの夏の東京電力管内における電力供給不足への対策として、座間市節電対策推進指針を策定し、取り組み方針と推進方策を上げ、取り組まれております。これらについて、現在までの取り組み状況、結果、評価について伺います。

まず、市庁舎及び公共施設の節電目標として、前年同月比15%以上としていますが、現在までの状況、評価について、本市庁舎、公共施設の特徴的なところを含め伺っておきます。

次に、「市民サービスの維持と消費電力のバランスを考慮しながら節電目標の達成に努めます」とありますが、市民サービス維持という観点から、節電を考慮した上で通常業務における工夫や改善、さらに通常業務に加えて取り組まれた事例があればお示しいただきたいと存じます。また、それらに対しての市民の反応、意見など寄せられているならば、あわせてお示しいただきたいと存じます。

次に、平日の時間外勤務の時間帯を午前7時から8時30分に設定するアーリーバードワークについて、部署ごとの実績、例えばどういった部署で何を担当されている職員の方が実際にこのアーリーバードワークにつかれたのか、そしてその効果、または付随する効果が得られたのであればお示しいただきたいと存じます。また、つかれた職員の方から意見など寄せられているならばあわせてお示しいただき、課題や改善点で上げられているならば、それをどう対応したのか、あるいは残された期間どう対応していくのか明らかにしていただきたいと存じます。

次に、節電リーダーを置き、きめ細かな節電対策を徹底されているわけですが、節電リーダーが日々節電の指導及び消灯などの管理を行われた際、個別の節電対策、例えばパソコン関連ではパソコンのディスプレイの明るさを必要最小限度まで落とすであるとか、照明関連では消灯または取り外し可

能な蛍光灯を見直すであるとか、実施されていると思いますが、管理監督を実施している中で、さらに気がついたこと、個別の対策として追加されるなどの事例があればお示しいただきたいと存じます。

次に、「市自治会総連合会と連携し、家庭における節電と打ち水等の夏を涼しく過ごす工夫の実践を呼びかけます」とありましたが、実際に市自治会総連合会と連携し行った事例、あるいは呼びかけたことより得られた市民からの反応や協力の事例があれば明らかにしていただきたいと存じます。

次に、市商工会を通じて市内企業等への節電の協力を呼びかけられたと思いますが、その経過や市内企業等からの反応や協力事例があればお示しいただきたいと存じます。

次に、夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、休日保育事業に関して、本市においても対応していただいているわけでありますが、現在の状況について細かく10点ほど端的に伺っておきます。

1点目として、利用申請提出状況、申請者の件数は何件あったのか伺います。

2点目として、実際に利用されている方々の件数は何件なのか伺っておきます。

3点目として、実際に利用されている方々のお住まい、地域についても伺っておきます。

さらに4点目として、利用申請をしたが申請者側の何らかの理由で断られた事例があれば、その事例と件数について伺っておきます。

5点目として、利用申請をしたが今回対象とみなされなかった事例があれば、同じくその事例と件数について伺います。

6点目として、利用者から、市並びに当該保育園に対する意見・要望が出されているならば、お伺いします。

7点目として、当該保育園から、市に対して意見・要望が出されているならば、同じく伺っておきます。

8点目として、前段の6点目、7点目の意見・要望を受け、本市としてはどのような対応をとられたのか、あるいはこれからとられるのか明らかにしていただきたいと存じます。

9点目として、近隣他市の状況について、知り得る限りで結構ですので、伺っておきます。

最後、10点目として、本市としての近隣市に遜色のないというか、優位性のある取り組み、保育園内の取り組みでも結構なので、そういうところがありましたらお示しいただき、以上で1回目の質問を終わります。（拍手）

〔答弁〕 和田総務部長

私のほうからは、事業継続計画のICT部門の関係、そして節電対策についてご質問いただきました。

まず、業務継続計画について、大きく4点ほどご質問いただいております。

一つ目といたしまして、本市におけるICT部門の業務継続計画策定についてどのような考えをお持ちなのかということでございます。

災害または感染症の発生により非常時の優先業務を実施・継続させるためには、その業務を支える情報システムやネットワーク等が稼働していることが極めて重要であり、必要不可欠であると考えております。しかしながら、大規模災害時等の停電や情報機器等の損傷等で業務執行環境が大きく制限されることから、地域防災計画や全庁的な業務継続計画とは別の計画と位置づけるのではなく、またICT部門だけの業務継続計画ではなく、地域防災計画や全庁的な業務継続計画と整合性をとりながらのICT部門の業務継続計画を策定することを考えておるところでございます。

続いて、二つ目といたしまして、策定をするなら県のように個別計画として位置づけるのかどうかということでございます。

座間市におきましても、ICT部門の業務継続計画は市としての業務継続計画を踏まえて個別計画として位置づけたいと考えているところでございます。

3点目といたしまして、策定する場合に国が示している地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画策定に関するガイドライン、そして県が策定したICT部門の業務継続計画に即したものを策定されるかということでございます。

総務省で作成しました地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画策定に関するガイドラインは、そもそも地方公共団体が情報システムに関する業務の継続計画を策定する際の参考となるようにと策定されたものでございまして、BCP策定に向けての策定基準がステップごとに記述されております。また、県が平成22年度に策定いたしました神奈川県ICT部門業務継続計画は神奈川県業務継続計画の個別計画として位置づけられており、総務省が策定したガイドラインをベースとした内容となっております。本市のICT部門の業務継続計画の策定上、大変参考となるものでございますので、国、県に即した内容になるものと考えております。

また、計画の策定に当たりましては、今後、国、県も3.11の東日本大震災の教訓を踏まえ業務継続計画の見直しが行われるものとは思っておりますけれども、本市においても、今回の大震災を踏まえたICT部門の業務継続計画を策定していかなければならないものと考えております。

4点目といたしまして、ICT部門の業務継続計画と座間市情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策基準の整合性からの改定の考えということでございます。

自然災害等の事態に備えて情報セキュリティにとどまらない危機管理規定として業務継続計画を策定する場合、業務継続計画と情報セキュリティポリシーの間に矛盾があると、職員等は混乱し、適切な対応をとることができなくなるおそれがございます。このため、業務継続計画を策定するには情報セキュリティポリシーとの整合性をあらかじめ検討し、必要があれば情報セキュリティポリシーを改定しなければならないと考えております。

そして、節電対策でございます。節電対策で、まず1点目として、市庁舎及び公共施設の節電目標、対前年比15%以上としているが、現在までの状況、評価、特徴的なところというご質問でございます。

市庁舎、文化会館、ふれあい会館及び健康センターの4施設の7月と8月の電力使用状況につきましては、7月が昨年の39万2,520キロワットアワーに対しまして本年が31万6,944キロワットアワーで7万5,576キロワットアワーの減少、19.25%の減少でございます。また、8月につきましても、昨年が41万6,784キロワットアワーに対しまして本年が29万9,688キロワットアワーで11万7,096キロワットアワーの減少で28.1%減となっております。この7月、8月、2カ月を通算いたしますと、昨年が80万9,304キロワットアワー、本年が61万6,632キロワットアワーで19万2,672キロワットアワーの減少で23.81%の減となっております。

なお、この使用電力対象施設でございますが、本市の場合は、例えば大和市さんや海老名市さんなどの近隣市さんと異なりまして、先ほど申しましたとおり、市庁舎のほかに貸し館業務をしております文化会館、食堂が入っておりますふれあい会館、救急医療業務を行っております健康センターを含めた4施設が対象となっており、市庁舎独自のコントロールだけにとどまらない困難な部分も存在したわけでございますが、今回の節電目標の達成につきましては、昨年との天候の違いもございまして、来庁、来館された市民の皆様方のご協力とご理解をいただきながら達成がされておるものと考えております。

続いて、市民サービスの維持と消費電力のバランスの考慮ということで、それらに取り組んだ事例、市民からの意見、反応等のご質問でございます。

まず、照明につきましては、事務所内及び共用部分は2分の1消灯を原則としておりますが、特に市民の利用が多い1階につきましては、申請等の事務に支障を来さないよう配慮しつつ蛍光灯の間引きなどにより節電をいたしております。また、2階以上の部分につきましても、接客用カウンターに支障のない範囲の中で蛍光灯を間引きし、節電に努めております。さらに、すべての照明は以前は業務終了後15分後に消灯しておりましたが、現在は5分後の消灯としており、その後、必要な場所だけを点灯するようにしております。

また、空調施設の運転につきましては、開始時間を遅くしたり停止時間を早めたりすることによりまして稼働時間の短縮を図り節電に努めるとともに、市民の皆様が多く利用される1、2階を優先して運転するようにし、市民サービスの維持に努めております。

なお、これらの節電対策についてのご意見ということでございますが、数は多くございませんでしたが、開始当初に市民ホールや入り口、通路、廊下などが明る過ぎると市民から節電への積極的なご意見をいただき、このようなことにつきましてもあわせて対応させていただいた経緯がございます。

次に、アーリーバードワークの関係で何点かご質問いただきました。

まず、アーリーバードワークの部署ごとの実績等でございますが、8月までの実績でございますが、企画財政部2課延べ44名、総務部1課延べ1名、市民部2課延べ86名、環境経済部2課延べ24名、健康部4課延べ85名、福祉部4課延べ438名、都市部2課延べ36名、上下水道部3課延べ167名、教育部2課延べ17名となっております。

また、どういった部署でどんな業務を担当している職員がアーリーバードをしたのかということでございますが、企画財政部では国県要望事務、市制40周年記念事業事務、市税課税事務、市民部では広報校正業務、印鑑登録証消除分抜き取り業務、健康部では国民健康保険業務、介護保険業務、福祉部では障害者援護事務、生活保護事務、上下水道部では包括委託準備事務、給水装置工事申し込み及び施工承認願審査事務などでございます。

さらに、効果あるいは付随する効果についてのご質問でございますが、基本的な目的といたしましては、電力需要の第2のピークの夕方から午後8時ごろまでの電力使用を控え停電の発生を防ぐための措置で、あわせて節電対策として実施をさせていただいたものでございます。アーリーバードワークは、夜間行っていた時間外勤務を朝に行うことで照明の消灯等による当初の目的は達成できたものと思っております。

また、付随する効果ということでございますが、前回は答弁させていただいておりますが、疲れた頭で夜、時間外をするより、朝のすっきりとした頭で勤務することで効率的な時間外勤務になって、結果として時間外勤務の縮減になれば、これは幸いなことだとは思いますが、単純には比較できないさまざまな要素もございますので、この件については今後十分な検証をする必要があらうかと思っております。

次に、職員からどのような意見が寄せられ、課題や改善点をどのように対応したかということでございます。職員からは、例えば小さい子供を持つ職員は早朝の時間外勤務が困難、アーリーバードワークの対象業務の範囲がわからない、市民の方がメンバーの会議等については夜間でないと実施困難などの意見等がございました。その対応として、できるもの、できないもののガイドラインを定めるとともに、判断が難しいものは基本的には所属長に判断をゆだねるなど、できる範囲での対応を図らせていただきました。

最後に、残された期間の対応について、夏の電力需要に対応して夏期の庁舎節電対策の一環としてアーリーバードワークを実施させていただいておりますので、残り1カ月引き続き実施し、夕方から夜間の電気使用料を控えることで節電に協力してまいりたいと思っております。

〔答弁〕黒沢市民部長

私からは、業務継続計画の策定についての一つ目である地域防災計画との関係についてと、それから2番目、節電対策の中で1点お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、業務継続計画の策定について、現在どのような状況にあるのかというご質問でございます。これにつきましては、平成21年以降でございますけれども、神奈川県地域防災計画、こちらが平成22年度に見直されたことに伴いまして、本市におきましても、現在地域防災計画の見直しを図っているところでございますが、この見直しとともに、業務継続計画につきましても不可欠であるという認識のもとに計画の策定を予定しております。

次に、地域防災計画との関係、位置づけでございますけれども、災害発生時には、当然災害対応業務、これを各部署で行うわけですが、これにあわせて通常業務も行わなければなりません。まずは通常業務の優先順位をあらかじめ定めておきまして、職員の被害状況に応じまして、災害対応と、それから通常業務を並行して行えるよう業務継続計画の策定の必要があるものと考えております。したがって、地域防災計画は基幹的な計画として位置づけまして、業務継続計画は地域防災計画と整合性を確保しつつ、より実践的な別の計画という位置づけというように考えております。

次に、節電対策の関係の中で1点ですが、取り組み方針の関係で、市自治会総連合会との連携の取り組みについてでございます。節電対策推進方針の中で「市自治会総連合会と連携し、家庭における節電と打ち水等の夏を涼しく過ごす工夫の実践を呼びかける」と定めておきまして、このことから市自治会総連合会との連名でチラシを作成し、回覧及び各戸配付をするなど、各ご家庭に節電のお願いをいたしました。そうした中で、反応というか協力があつたかどうか、そのような事例をとということでしたが、各ご家庭では、配付されましたチラシを参考にしながら、実際に打ち水を行ったりとか、さまざまな節電に努められたこと、またゴーヤグリーンカーテンを実施されて、日よけとゴーヤの収穫の一石二鳥になったというような声もお聞きしまして、多くのご協力をいただいたものと思っております。

〔答弁〕岩野環境経済部長

私のほうには、節電対策に関しまして何点かお尋ねいただきました。

まず、節電リーダーに関しまして、この夏の取り組みの一つといたしまして、各所属長が節電リーダーとなり、所属における徹底を図ることといたしました。その実効性の担保のため、事務局のほうで節電チェックシートを作成し、例えば不必要な照明を消灯する、パソコンのディスプレイの明るさを最小限まで落とす、電気ポットを使用しないなどの共通する項目を示し、日々チェックしてもらうほか、各所属での独自アイデアなどを毎月報告してもらうことにしました。

現在、8月分については集計中のため、7月の結果報告に基づきましてお答えいたします。複数の所属からゴーヤや朝顔によるグリーンカーテンの実施、よしずの設置、パソコンやプリンターをより節電モードにするといった取り組みが報告され、職員の意識啓発の向上や具体的な節電対策の行動が行われたものと評価しているところでございます。また、公共施設全体の節電の状況ですが、7月の状況につきましては、確定値ではございませんが、昨年は167万8,087キロワットアワー、本年7月は

141万400キロワットアワーとなり、26万7,687キロワットアワーの減少で、16%の減となりました。なお、7月の分に関しましては、現在データの収集中でございます。（「7月」と呼ぶ者あり）7月の結果でございます。

次に、商工会を通じた市内企業への節電協力についてお尋ねがありました。毎年、夏至と七夕に市内の企業の皆さんにライトダウンキャンペーンのご協力をお願いしておりますが、ことしは環境省の提唱する「昼も。夜も。節電ライトダウン2011」をテーマといたしまして、6月22日から8月31日までの夏の期間中の電力使用量の抑制のため、ライトダウン、昼間の任意の2時間、そして夜間の任意の2時間の消灯をお願いいたしました。ポスターと「実践しよう地球温暖化防止の取り組み」と題した解説をA3用紙の両面に印刷いたしまして配付させていただきました。企業の皆さんには、ガラス戸に張っていただき、両面とも見えるようお願いいたしました。部数に関しましては、商工会、工業会の会員さんへ1,400部、商店会連合会さんへは600部の計2,000部で、6月の中旬以降の配付をお願いいたしました。受け取られた市内企業さんの取り組みの事例といたしましては、輪番操業の実施、日中は照明をつけない、昼休みはOA機器の電源を切った、照明器具をLEDに交換した、エアコンの温度を28度Cに設定した等の報告をいただいております。

〔答弁〕 高面福祉部長

私どものほうには、何点か節電対策に伴う延長・休日保育の実施状況についてご質問をいただきました。

まず、節電対策に伴う休日保育の申請児童は18名で、18名とも休日保育を利用しております。

次に、利用されている方々のお住まいでございますが、相模野の方が1名、相武台の方4名、東原3名、ひばりが丘1名、広野台1名、緑ヶ丘2名、南栗原6名と市内広域に広がっております。

次に、利用申請をしたが申請者側の何らかの理由で利用されなかった事例ですが、7月のキャンセルは6件、8月は1件の合計7件でございました。

次に、利用申請をしたが今回対象とみなされなかった事例ですが、当該保育園は平成15年から休日保育事業を実施しておりますので、電力対策以外の理由でも受け入れは可能なため、休日保育を利用できなかった事例はございません。

次に、市並びに当該保育園に対する意見・要望でございますが、平成23年7月から9月に限って保育時間を通常午前8時半から午後6時までのところ、開始時間を午前7時からとし、通常より1時間30分拡大し、実施させていただきました。特に意見・要望はありませんでした。また、保育園からの意見・要望も特にありません。

続きまして、近隣他市の状況でございますが、座間市の節電対策に伴う利用状況が8月末までに1日当たり平均4人となっており、近隣市町村もほぼ同じ状況と伺っております。他市と比較しての取り組みでございますが、当市では休日保育事業を平成15年10月と近隣市より早く実施しており、今回の節電対策に伴う休日保育事業もその事業の中でスムーズに実施させていただいたところでございます。

以上でございます。

〔質問〕 沖本

ご答弁ありがとうございます。

それでは、要望等を含めながら再質問を行ってまいりたいと思います。



ちょっと私ごとの話になりますけれども、今回の質問というのは、今後求められる施策、それから途中ではありますけれども、取り組まれている施策の結果と、細かいところ、るる聞かせていただきましたけれども、ある意味、当局の皆さんの思いというか、そういったものが込められた取り組みであるということで、答弁という形にはなりますが、こういう場でぜひともPRをしていただきたいし、あとこういったことも随時できれば市民に対する情報提供という形で、どうなっているのだろうと思われる方も多し、パフォーマンスではないのですけれども、他市のほうではいろいろPRしているところもあるので、できれば座間市としてもこれだけのことをやっているのだということを示していただければという思いもございます。いつも細かい数値については事前にお聞きして、その後、質問させていただくパターンが多かったのですけれども、今回あえてそういうふうにさせていただきました。

そんな中で、再質問させていただきますけれども、気が早いお話になるかもしれませんが、業務継続計画のところではいいますと、せんだって県のほうにもちょっとお電話させていただいて聞いたところによると、平成21年以降、こうした業務継続計画については説明会等を開いて、県内の市町村に対しての、強制的な取り組みのところはもちろんないのですけれども、説明会を開いて、つくってはいかがですかということをやっておりますというふうにおっしゃっていました。そのような中で今回、神奈川県も平成22年に見直し、今回も実施されている項目があれば見直しされている項目もあると思うのですが、予定としては、地域防災計画の見直しがまずは先だと思うのですけれども、今後業務継続計画の策定についていつごろ予定されているのかということをお聞きしておきたいと思っております。

それから、ICT関係のところではいいますと、前回の質問でもさせていただきましたデータの遠隔地保管なのですけれども、県の業務継続計画のほうにももちろん、これは平成22年のところで実施されているようでありまして、また今年度の中でもそれを改定しながら進めていくようなことを見受けられました。これは前回答弁いただいておりますので特に結構なのですけれども、この辺も含めて、先ほど即した考えで進められるということなので、ぜひこの辺は遠隔地のデータ保管のほうもぜひ織り込まれるようお願いしたいと思っております。

それから、節電関係のほうですけれども、先ほど前段申し上げたとおり、もっとPRしていただければ幸いかなと思います。ご尽力いただいた職員の皆様には本当に敬意をあらわすものでありますので、目標値の達成ということ、それからどういう経過でこのような値が達成できたのかということもぜひPRしていただければと思います。また、節電をやっている中で逆に明る過ぎるという市民の方の意見があったということでは、それに即座に対応するなど、本当に市民の方の意識も高いし、そうしたところで協働でやっていただければというふうに思っております。

それから、アーリーバードワークについては、付随効果等々、十分検証しながら、また公表していただければと思いますし、一応今夏の電力の抑制の解除がされていますけれども、引き続き取り組まれるということなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

節電に伴う延長保育、休日保育の関係で少し質問させていただきますが、4点目の質問として、利用申請をされたが申請者側からの何らかの理由で断られた事例があればということで、7月に6件、8月に1件ということで答弁いただきましたけれども、ぜひこの辺の理由を伺っておきたいのですが、わかればお示しいただければと思います。というのも、ちょっと気になっているのが、やはり地域的なところが気になっていまして、相模野、それから東原、5域で利用者の方がいらっしゃるという話、ありましたけれども、座間子供の家からはそんなに離れていないようなところですね。そういった

ところでもしかしたら地域的な理由について申請をみずから取りやめられたのかなということもちょっとひっかかりますので、その理由のところをお示しいただければというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

〔答弁〕 黒沢市民部長

再度ご質問いただきました。いつごろ策定する見通しかということでございます。議員さんがおっしゃられたように、地域防災計画との整合性、これ必要になってまいりますので、それに伴ってという話になってくると思いますが、現在、県の見直しの関係を見ておりまして、それが直近で確認したところでもまだまだ見通しが立っていないというお話を伺っております。そうした中で、私どもの地域防災計画の見直しというのが場合によっては来年度にずれ込んでしまう可能性もなきにしもあらずというところがございます。業務継続計画というものは、全庁の業務の洗い出しをしまして、それぞれの業務の優先順位や事務量などの分析、そしてそれぞれの部署の災害対応を検討して災害発生時においての時系列的な災害対応を計画するものなので、相当な時間が必要となってくると考えております。そうした見地からしますと、はっきりした時期というものは現段階では申し上げられないのですが、一定の期間は必要としてしまうのかなと思います。いずれにしても、災害に関する事なので、できる限り早く策定したいという気持ちは持っております。

以上です。（「だったら・・・だけじゃなく、せだけのものはもうできているんだよ。うち津波関係ないからもらっときゃいいんだよ」と呼ぶ者あり）

〔答弁〕 高面福祉部長

私のほうには、利用申請したが、そのキャンセルということがございますけれども、こちらのほうは、特に理由ということはないのですけれども、取り消しということで、申請を取り消したということではなくて、申し込みをされていて、それで都合が悪くなったからキャンセルしたということがございます。ですから、地域性で申し込みたいのだけれども入れないということではなくて、あくまでも申し込んでいるのだけれどもその日をキャンセルしたという件数になっております。

以上でございます。